

介護サービス事業者 管理者 様

岡山県子ども・福祉部指導監査課長

介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者の
経営情報の報告について（依頼）

本県の介護保険行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44の2の規定により、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告することとされています。

つきましては、本制度対象事業者の皆様におかれましては、下記のとおり経営情報の報告をお願いいたします。

記

1 報告の対象となる介護サービス事業所

原則として、全ての介護サービス事業者が報告の対象となります。ただし、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告は不要です。

- ① 当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である者
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

2 報告の単位

介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位で行うものとしますが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとします。

3 報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設

別紙に掲げるサービスを提供する事業所又は施設について、報告の対象となります。

※居宅療養管理指導、介護予防支援は報告対象外です。

4 報告する内容

- (1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- (2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- (3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- (4) その他必要な事項

5 報告の方法

報告は、厚生労働省において運営する「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（以下、「本システム」という。）により行うものとします。

本システムの運用開始は令和7年1月6日（月）13時の予定です。

【介護サービス事業者経営情報データベースシステムのURL（厚生労働省）】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

※ 運用開始前にアクセスした場合、エラーが表示されますのでご注意ください。

本システムへのログインには、**GビズID（GビズIDプライム）**のアカウント取得が必要となります。原則2週間以内でアカウントが取得できますが、早めのアカウント取得をお願いいたします。

※ 「GビズID」はデジタル庁が所管するサービスのため、同サービスに関する照会等は以下のサイトに記載のお問い合わせ先をお願いいたします。

【GビズIDホームページ（デジタル庁）】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

6 報告期限

報告期限は、報告を行う介護サービス事業者の毎会計年度終了後3月以内です。ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から令和6年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和7年3月31日までとします。

【例】（会計年度）令和5年4月～令和6年3月 ⇒（報告期限）令和7年3月31日
令和5年10月～令和6年9月 ⇒（報告期限）令和7年3月31日
令和6年2月～令和7年1月 ⇒（報告期限）令和7年4月30日

※ 以降、原則どおり毎会計年度終了後3月以内に報告

7 本制度の詳細・マニュアル等

報告にあたっては、厚生労働省通知及び事務連絡の内容をご承知の上、実施いただきますようお願いいたします。

- ・介護サービス事業者経営情報データベースシステム（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

- ・介護サービス事業者経営情報の報告について（岡山県指導監査課ホームページ）

<https://www.pref.okayama.jp/page/934633.html>

8 お問い合わせ

【システムのエラーや操作手順等に関すること】

○システムヘルプデスク

helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp

【本制度の内容（報告内容、報告期限等）に関すること】

(各事業所を所管する県民局)

○岡山県備前県民局健康福祉部健康福祉課

〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17

Tel : 086-272-3915 (事業者第1班ダイヤルイン)

Fax : 086-272-2660

E-mail : bizen-jigyousya1@pref.okayama.lg.jp

※所管市町村（岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町）

○岡山県備中県民局健康福祉部健康福祉課

〒710-8530 倉敷市羽島1083

Tel : 086-434-7054 (事業者第1班ダイヤルイン)

Fax : 086-427-5304

E-mail : bichu-kaigojyoho@pref.okayama.jp

※所管市町村（倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町）

○岡山県美作県民局健康福祉部健康福祉課

〒708-0051 津山市椿高下114

Tel : 0868-23-1291 (事業者班ダイヤルイン)

Fax : 0868-23-2346

E-mail : mima-jigyousya@pref.okayama.lg.jp

※所管市町村（津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町）

○岡山県子ども・福祉部指導監査課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

Tel : 086-226-7917

Fax : 086-226-7919

E-mail : shidokansa@pref.okayama.lg.jp

担当：岡山県子ども・福祉部 指導監査課 TEL：086-226-7917
--

別紙

報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設

- ・訪問介護
 - ・（介護予防）訪問入浴介護
 - ・（介護予防）訪問看護（※）
 - ・（介護予防）訪問リハビリテーション（※）
- ・通所介護
 - ・（介護予防）通所リハビリテーション（※）
 - ・（介護予防）短期入所生活介護
 - ・（介護予防）短期入所療養介護（介護保険法施行規則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く）（※）
 - ・（介護予防）特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く）
 - ・（介護予防）福祉用具貸与
 - ・特定（介護予防）福祉用具販売
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
 - ・（介護予防）認知症対応型通所介護
 - ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
 - ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ・居宅介護支援
- ・介護福祉施設サービス
- ・介護保健施設サービス
- ・介護医療院サービス

（※）みなし指定を受けている事業所のうち、みなし指定を受けた日から1年が経過していない事業所については対象外になります。